

# 令和7年度 就学奨励制度のお知らせ

就学奨励制度とは、特別支援学級及び特別支援教室に通うお子様などに対し、通学するためにかかる費用について、ご家庭の負担を軽減するために、その費用の一部を補助する制度です。

この制度は、経済的理由により就学困難なお子様に対し援助を行う就学援助制度とは異なります。

**※注意：就学援助を受給しているご家庭は対象外です。両方受給することはできません。**

申請を希望される方は、下記要件をご確認の上、「就学奨励費申請書兼委任状・口座振替依頼書」を、学校へ提出してください。

1 対象となる方＝区内に在住で、次のいずれかに該当するお子様の保護者

- |  |   |      |
|--|---|------|
| (1) 特別支援学級及び特別支援教室に通学・通級している                                     | } | 通常学級 |
| (2) 特別支援学校の入学基準(学校教育法施行令第22条の3)に該当し、<br><b>(小学校・中学校)</b> に通学している |   |      |
- ※原則、就学相談を受けた方が対象となります。**

2 申込方法＝通学先で申請書を受け取って提出してください。通学先により提出先が異なります。

▽特別支援学級在籍の方

▽通学先の特別支援教室に通学している方

▽通常学級に在籍（**22条の3該当者**）の方

▽通学先と異なる学校に通級している方……………通級先の学校へ提出してください。

**※22条の3該当者でお申込の方は、申請書の裏面も必ず記入の上、手帳・医療証等お持ちの方は、お手数ですか、コピーを貼付して提出いただきますよう、ご協力をお願いします。**

**※1月2日以降、足立区へ転入した方は「令和7年度住民税課税証明書の原本」を提出してください。**

3 提出期限＝**令和7年9月30日(火)まで**に、申請書類を各該当する提出先へ提出してください。

※提出期限以降は、申請書の提出月から開始となります。

4 認定区分と支給対象費目＝世帯の所得により、認定区分が決定されます。認定区分（在籍種別、所得要件有）や、実費負担状況等により、支給の対象となる費目や支給金額が異なりますので、あらかじめご了承ください。なお、一部の費目を除き、支給対象費目の経費の一部が支給されます。

～認定区分・支給費目表～

認定区分		認定基準	支給費目 〔※支給金額は一部の費目を除き 就学援助の1/2以下〕
区分1	・固定学級 ・22条の3該当の 通級・通常学級	令和6年の世帯の所得 が生活保護基準に基づ き計算した額の2.5倍 未満の方	学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学 用品購入費、校外活動費、通学費、職場実習交通費、交 流学習交通費
区分2	・固定学級 ・22条の3該当の 通級・通常学級	令和6年の世帯の所得 が生活保護基準に基づ き計算した額の2.5倍 以上の方	通学費、交流学習交通費、職場実習交通費
区分3	・22条の3非該当の 通級学級 特別支援教室	電車やバスを使って通 級している方 ※所得の制限はありません。	通学費

※修学旅行費は全額、区の教育費負担軽減補助対象になりますので、就学奨励の支給はありません。

※新入学児童生徒学用品・通学用品費については、令和7年度入学者が対象になります。

裏面も必ずご覧ください

- 5 認定結果＝11月中旬に認定結果通知書を保護者あてに郵送します。
- 6 支給方法＝登録口座への振込は、令和8年3月下旬となります。
- 7 お問い合わせ先＝**足立区教育委員会 学務課 助成係 電話:03-3880-5977**

### 【通常学級（小学校・中学校）に在籍するお子様の保護者の方へ】

就学奨励制度では、**特別支援学校の入学基準（学校教育法施行令第22条の3）**に該当し、通常学級（小学校・中学校）に在籍しているお子様の保護者も制度の対象となっています。

～参考～ 学校教育法施行令第22条の3の内容は、以下のとおりです。

区分	障がいの程度
視覚	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

### 【就学奨励制度 対象確認チェックシート】

Q1: 就学援助を受給していますか？

はい  
 いいえ

→ 申請の必要はありません。

Q2: 就学相談（こども支援センターげんきの相談）を受けていますか？

はい  
 いいえ

→ 固定学級・特別支援教室・通常学級に通学 → 通学先で申請  
通級学級の児童 → 通級先の学校で申請  
※通常学級で該当する児童生徒は、特別支援学校入学基準（法施行令第22条の3）に該当するお子様のみです。

就学奨励制度の対象外です。

就学相談のお問い合わせについては、こども支援センターげんきへご連絡ください。

※就学援助の申請を希望される方は、随時受付しています。

※足立区以外にお住まいの方は、お住まいの市区町村にお問合せください。